

令和元年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和元年 6月14日 午前10:00

○散 会 午後 1:49

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 澁 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	市 民 課 長 菅 生 恵 子
税 務 課 長 鈴 木 学	社会福祉課長 筒 井 弥 生
長寿社会課長 伊 藤 国 栄	健康推進課長 櫻 庭 輝 雄
産 業 課 長 佐々木 涉	都市建設課長 菅 生 司
上下水道課長 畠 山 修	会計管理者兼会計課長 石 川 学
学校教育課長 山 田 敬 輔	幼児教育課長 櫻 庭 仁
文化スポーツ課長 鈴 木 健 二	天王公民館長 澁 谷 豊
選挙管理委員会、監査委員事務局長 宮 崎 久 春	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 児 玉 亮 悦

令和元年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和元年 6月14日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第 6 報告第 2号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費
繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 平成30年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書につい
て
- 日程第 8 議案第32号 潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について
- 日程第 9 議案第33号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例（案）について
- 日程第10 議案第34号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第35号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第36号 潟上市飯田川社会福祉会館条例を廃止する条例（案）につ
いて
- 日程第13 議案第37号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止す
る条例（案）について
- 日程第14 議案第38号 備品購入契約の締結について（電算機器等購入）
- 日程第15 議案第39号 備品購入契約の締結について（潟上市学校ICT機器
購入）
- 日程第16 議案第40号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）につ
いて

- 日程第 17 議案第 41 号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 18 議案第 42 号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 19 議案第 43 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 20 議案第 44 号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案)
について
- 日程第 21 予算特別委員会の設置について
- 日程第 22 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 23 同意第 1 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 24 陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・
国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法
に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める
陳情
- 日程第 25 陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 26 陳情第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を
はかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択の
陳情について
- 日程第 27 陳情第 8 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・
国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法
に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める
陳情
- 日程第 28 陳情第 9 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の
撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第 29 陳情第 10 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する
陳情

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和元年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番菅原理恵子議員、4番瓜生 望議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの15日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告をお願いします。7番鑑議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。

それでは、私の方から議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は6月4日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

6月12日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後、予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会に付託する予定です。その後、20日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会で詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

次に、議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号から報告第3号までについては、本日の会議にて報告、議案第32号の条例制定（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第33号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第34号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第35号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第36号及び議案第37号の条例廃止（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第38号及び議案第39号の備品購入契約の締結については、本日の本会議にて審議、議案第40号から議案第44号までの各会計の補正予算（案）は、設置予定の予算特別委員会へ付託、同意第1号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託については、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。抽選の結果6月18日、火曜日の1番目に4番瓜生 望議員、2番目に3番菅原理恵子議員、3番目に12番藤原典男議員、4番目に1番鈴木壮二議員、6月19日、水曜日の1番目に11番伊藤正吉議員、2番目に10番佐藤義久議員、3番目に6番佐藤敏雄議員となりましたので宜しくお願い申し上げます。

す。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも6月20日の特別委員会全体会終了後からの開催となります。

次に、議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修については、視察先・研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。

議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱い致します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。はじめに市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに「東京2020オリンピック聖火リレー」について申し上げます。

今月1日、東京2020オリンピック聖火リレーのルート概要が公表されました。秋田県内では6月9日から2日間にわたり14市町村でリレーが行われ、2日目の6月10日のルートに潟上市が選出されました。このことは大変な名誉であり、市民の皆さんとともに喜びたいと思います。

東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプトは、『Hope Lights Our Way（希望の道を、つなごう）』であります。聖火ランナーとともに市内を駆け抜けていく聖火の光が、市民の皆さんの希望の道を明るく照らし出すに違いありません。この世界的イベントの感動を多くの皆さんと共有できるよう、本市としても万全の準備を進めてまいります。

次に、潟上市総合防災訓練について申し上げます。

県民防災の日の5月26日に総合防災訓練を実施しました。本年度は津波避難訓練に加

え、地震による火災を想定して出戸小学校、大豊小学校敷地内で火災消火訓練及び金山大堤の決壊を想定して飯田川金山地区内での積み土のう工訓練を行いました。

また、全国土砂災害防止月間の6月2日に飯田川下虻川地区で土砂災害全国防災訓練を実施しました。当日は、市役所での「災害対策本部設置・関係機関情報伝達訓練」のほか、被害想定箇所地域住民避難訓練、応急対策訓練を行い、終了後には参加者を対象とした土砂災害に関する講習会も実施しています。

今後も災害発生時に迅速かつ円滑な避難及び災害緊急活動が実施できるよう、防災関係機関相互の協力体制の確立、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚及び地域防災力の強化を図ってまいります。訓練にご参加、ご協力いただいた市民の方々や関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、新市建設計画の変更について申し上げます。

平成24年の法律改正により、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されました。しかし、法律改正以降、熊本地震等相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大等により、合併市町村の市町村建設計画の事業実施に支障が生じていることから、再度の法律改正が昨年行われ、合併特例債の発行可能期間が更に5年間延長されました。

本市においても引き続き合併特例債の発行を可能とするため、新市建設計画の期間延長の検討を進めています。県知事との協議を経たのち、12月定例会に計画の変更議案を提出する予定としています。

次に「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間延長について申し上げます。

平成26年の国の総合戦略を受け、本市では平成27年度を初年度とする「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本年度が最終年度となります。現在、国では令和2年度以降5カ年の総合戦略策定に向け検討を開始しており、年内を目処に策定する見込みです。市町村には、国・県の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じ地方版総合戦略の策定が求められ、本市も次期総合戦略の策定が必要となります。

人口減少や少子高齢化に対応していくことは、今後の市政運営の重要課題であり、このことは、令和3年度からの「第2次潟上市総合計画・後期基本計画」に盛り込む施策や取り組み等の検討課題とも合致すると考えます。

両計画の重要性及び関連性に鑑み、次期総合戦略は「第2次潟上市総合計画・後期基本計画」と一体的に策定することとし、計画に空白期間を生じさせないため、現行の総

合戦略の計画期間を1年間延長して令和2年度までと致します。

両計画の期間を一致させることにより、より整合が図られ、一体的に施策を推進していくことが可能となります。また、進捗管理を含め市政運営について市民にわかりやすい説明ができると考えています。

次に、旧昭和西保育園の利活用について申し上げます。

平成30年度に用途廃止された旧昭和西保育園については、昨年7月、社会福祉法人南秋福社会より、障害者支援施設として建物を活用させてほしい旨の要望書が提出されました。当初は建物を解体する予定でしたが、つくし苑の運営等で障害者支援活動に実績のある法人からの要望であり、地域住民の理解や同意を得ることができれば、要望について検討すると回答していました。これを受け、南秋福社会では、昨年11月に旧昭和西保育園の周辺住民約60世帯へ個別訪問して事業や活動内容を説明しています。また、そののち実施した住民説明会では、好意的な意見が多かったとの報告を受けています。

なお、南秋福社会の要望は、土地については無償貸付、建物については本年度中の譲渡です。

今後の検討の結果、建物を譲渡する際には、議案として提案し、改めてご説明させていただきます。

次に、クリーンアップ活動について申し上げます。

例年、あきたビューティフルサンデーにあわせて実施している「全市クリーンアップ」を4月14日に、また、6月2日には「八郎湖周辺クリーンアップ」として八郎湖湖岸の清掃活動を実施しました。いずれも休日の早朝からの作業でしたが、多くの市民・団体・企業等からご参加、ご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

次に、最終処分場延命化事業について申し上げます。

最終処分場の延命化を図るため、本年度からの5カ年で埋め立てた廃棄物の一部を掘り起こし、民間業者に処理委託することとしています。既に大館市との一般廃棄物の搬入に関する事前協議と処理委託に関連する契約を終え、7月から運搬を開始する予定となっています。

次にプレミアム付商品券事業について申し上げます。

今年10月から実施される消費税及び地方消費税引き上げによる、低所得者と子育て世帯への影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、低所得者と子育て世帯にプレミアム付商品券を発行する予定です。内容については、額面1,000円の商品券

5枚、5,000円分をワンセットとし、これを4,000円で販売するもので、1人当たり5セットまで購入することが可能です。本市における対象者は約8,800人で、額面総額は2億2,000万円となります。今年10月から販売を開始し、潟上市内の登録店舗での利用が可能となります。

なお、本定例会には商品券の換金費用等、関連予算を計上しています。

次に、自殺対策について申し上げます。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村にも自殺対策計画を定めることが義務付けられ、これを受け平成31年3月に「潟上市自殺対策計画」を策定しました。

計画期間は令和5年度までの5カ年で、人口10万人当たりの自殺死亡率を平成29年の30.7から19.3以下にすることを目標としています。その実現に向け、市民への啓発や相談体制の充実を図っていくほか、地域の見守りや話を聞いて相談機関へつなげる役割をもつ人材（メンタルヘルスサポーター）の育成や、子ども・若者の自殺対策として児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」の実施など、すべての年代に向けた取り組みを掲げています。

本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市」の実現を目指し計画を着実に推進してまいります。

次に、防災・健康拠点施設「トレイクかたがみ」について申し上げます。

「トレイクかたがみ」は昨年10月のオープンから3月末までの利用者が3万1,421人に達しており、当初想定していた、半年間の利用者数1万2,500人を大幅に超える結果となりました。

今後も市民の健康づくりの拠点施設として、ライフステージに応じた健康づくり活動への支援を通じ、健康寿命の延伸につながるよう、様々な取り組みを進めてまいります。

次に、母子保健対策について申し上げます。

新たなむし歯予防対策として、市内小・中学校の児童・生徒に対するフッ化物洗口事業を、本年10月からの実施に向けて準備を進めています。

現在、保護者や教職員に対して事業の趣旨やフッ化物洗口の効果などに関する説明会を開催しています。早期からの歯の健康づくりを行うことにより、生涯にわたる健康の維持・向上につなげることができるものと考えています。

次に、食育推進計画の策定について申し上げます。

本市では、「潟上市食育推進計画」及び「第2次潟上市食育推進計画」に基づき、こ

れまで10年間、様々な事業を通じて食育を推進してまいりました。このたび、行政の取り組みの明確化や新たな目標値の設定など所要の見直しを行い、「第3次潟上市食育推進計画」を策定しました。

本計画により、市民一人ひとりが食について自ら考え、バランスのとれた健全な食生活を実践するとともに、地域の食文化や自然の恵みを大切にす豊かな心を持つことができるよう、食育を推進してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況について申し上げます。

播種作業については、4月13日から21日にかけて最盛期を迎えています。稲の生育は播種後、高温多照で推移したため高温障害による発芽不良が例年より多く見られました。田植え作業は5月1日頃から始まり最盛期は例年と同じ5月中旬となりました。今後は、初期生育を確保するため適切な水管理と病害虫の発生を防ぐための予察等を行い、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関等と連携して指導してまいります。

果樹の和梨については、春先の気温が平年並みで推移したため、幸水で5月2日の開花となりました。受粉時に降雨の日が多かったため、一部園地では着果数が不足傾向となっています。

今後は、早期摘果と成り枝ごとの着果数を考慮した管理を促し、大玉生産に向け指導してまいります。

花きの輪菊・小菊については、7月出荷用の輪菊は、定植時の低温により、やや生育が遅れておりましたが、その後は好天に恵まれ、平年並みの生育となっています。

お盆出荷用の輪菊は、5月初頭で定植がすべて終了しています。お盆出荷用の小菊は、順調に生育しており、4月末から5月上旬で定植が終了しています。今後は、病害虫の発生、増加が予想されることから防除等を徹底した良質生産に向けた指導を行ってまいります。

枝豆については、4月16日頃より早生品種から順次播種を開始しており、現在、マルチ資材等を活用した初期生育確保の励行に努めています。

ネギについては、夏ネギの定植が3月18日から始まり、4月10日で全生産者の定植が終了していますが、3月20日以降の雪害等により、4月末現在で生育は1週間ほどの遅れとなりました。今後は、灌水で生育の遅れを取り戻すとともに、病害虫、除草対策を重点とした管理を励行してまいります。

次に、地場産品の活用促進について申し上げます。

5月29日、本市と秋田市、男鹿市及びこの3市を管内とするJA秋田なまはげは、地域の地場産品を県内外に売り込むことを目的に「秋田中央地域地場産品活用促進協議会」を設立しました。同協議会では、首都圏でのバイヤー向け商談会の出展など、会員の事業者・生産者が連携して1次産品や加工品を売り込み、プロモーション活動を行うことで地域の魅力をPRしていくこととしています。

次に、林業関係について申し上げます。

本年度より国から森林環境譲与税が譲与されます。その用途については、森林の間伐や林業の人材育成・担い手の確保等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用していくため、本定例会に「潟上市森林環境譲与税基金条例」案を提出しています。また、本年度行う森林整備に関する意向調査の関連予算も計上しています。

次に、市道の整備について申し上げます。

平成24年度に着手した「大豊小学校線」につきましては、道路の改良と橋梁の新設を行い、約7年の事業期間を経て昨年度末に完成しました。3月28日に執り行われた開通式では、来賓及び地元住民の皆さんと安全を祈願し「渡り初め」を行っています。今後、本路線が市の地域間交流の活性化に寄与することを期待しています。

市道整備につきましては、主に国の補助事業であります「社会資本整備総合交付金」を活用し、事業の推進を図っています。本年度は「二田追分線」の改良、「馬踏橋」の補修、「大清水下谷地線」、「二田大崎線」の舗装補修など、交付金を有効活用し事業を実施してまいります。

道路施設は、日常生活を支える重要な社会資本であることから、今後も計画的な道路整備と維持管理に努めてまいります。

次に、秋田県生活排水処理事業連絡協議会の設立について申し上げます。

生活排水処理事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少による経営の悪化、生活排水処理施設の老朽化による更新費用の増大等、ますます厳しくなることが予想され、今後どのように住民サービスを持続的に提供していくかが課題となっています。このため、県や県内市町村の下水道事業管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」として、5月28日に下水道法第31条の4の規定に基づく協議会が設立され、本市も加入しています。今後、同協議会では、管路の包括管理の共同化や事務処理・窓口業

務の共同化等、広域化・共同化の取り組みの検討を加速させることとしています。

次に、平成30年度各会計の決算概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約157億9,300万円、歳出決算見込額約150億5,900万円、歳入歳出差引見込額約7億3,400万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約1,100万円を差し引いた実質収支見込額は、約7億2,300万円となっています。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億1,500万円、介護保険事業特別会計で約1億4,400万円、下水道事業特別会計では約9,100万円となり、そのほかの特別会計でも実質収支見込額は黒字となっています。

企業会計である水道事業会計は4,116万円の純利益となっています。

以上が平成30年度各会計の決算であります。現在、計数整理中ですので、概要にとどめています。本定例会には、平成30年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書他2件の報告、議案として潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について他5件、また、電算機器等他1件の備品購入契約の締結、補正予算案として令和元年度潟上市一般会計補正予算他4件、人事案件として湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についての案件を提出しています。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しています議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。私からの報告とさせていただきます。

【教育長の行政報告】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。それでは、市長の行政報告に引き続き教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、幼児教育・保育の推進について申し上げます。

本市では、就学前教育・保育の質の維持と向上を目指し、本年度より幼児教育アドバイザーを4名に増員し、本市の就学前教育・保育の一層の充実に努めております。

現在、この幼児教育アドバイザーが市直営の就学前施設をはじめ学校法人、医療法人、企業等が運営する施設などへ定期的に巡回し、教育・保育内容に対する指導や支援等を行っております。今後は、こうした幼児教育アドバイザーを活用し、各施設の実態や課題に応じたきめ細かな支援に努めていくほか、研修リーダーとなる職員の育成、地域での研修等の実施など、教育・保育の専門性の向上のための推進体制の充実と強化を図ってまいります。

次に、幼児教育の無償化について申し上げます。

令和元年5月に入り、国では生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や保護者の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育に係る利用料の無償化を決定し、消費税及び地方消費税引き上げ時の10月1日からの実施を目指して具体的な手続等の見直しが行われております。本市においても、今後、子ども・子育て支援法の改正に伴う教育・保育施設及び子育て支援事業の利用料金等の改正が必要となるため、国や県の動向を見据えながら準備作業を進めているところでございます。

この幼児教育無償化の施行に伴い、教育・保育施設及び子育て支援事業の利用の増加が見込まれるため、保護者の教育・保育ニーズに応じた利用につながるように、情報提供や相談等を行ってまいります。さらに、保育士の確保に継続して取り組み、待機児童の解消に努めるなど、多様な保育ニーズに対応するための支援の充実に努めてまいります。

次に、天王こども園、これは仮称でございますが、この整備事業について申し上げます。

「幼保一体化施設整備計画」、これは認定こども園としてでございますが、この最終事業となります「天王こども園（仮称）整備事業」につきましては、幼保連携型認定こども園として整備することで保護者の就労の有無にかかわらず利用可能となり、また、天王地区3園を統合することで保育士の集約が可能となることから、本市全体における利用者の受け入れ枠の拡充につながり、待機児童対策の一つとなると考えてございます。

整備事業に係る設計者の選定においては、創造性や技術力等の施設設計に対する提案を総合的に審査できるプロポーザル方式で実施することとしております。

認定こども園整備に当たっては、これまで議員の皆様はじめ保護者、そして地域住民の皆様からいただいた多数のご意見を十分に精査・検証し、新園舎の設計等に生かし、さらにその進捗状況についても市議会等にお示ししながら、今後も引き続き令和3年4月の開園を目途として丁寧に取り組んでまいります。

次に、天王公民館解体事業の進捗状況について申し上げます。

本年度、解体予定の天王公民館につきましては、4月に解体前アスベスト調査を実施致しました。その結果、発じん性が中程度の「レベル2」がボイラー室の配管に2カ所、発じん性が低い「レベル3」が建材等に含まれておりましたが、撤去作業は容易に行える状況であると確認できました。

今後のスケジュールと致しましては、解体実施設計後に解体工事の予算案を9月定例会に提出する予定としており、文化祭終了後の11月から工事を進めていきたいと考えております。

なお、解体工事開始から新施設が完成するまでの公民館機能につきましては、天王保健センター及び天王福祉センターを活用することとして、利用者及び市民の皆様の説明をしながら各種事業を進めてまいります。

次に、コミュニティ・スクール事業について申し上げます。

本市は、市内のすべての小・中学校においてコミュニティ・スクールをスタートさせて2年目となります。コミュニティ・スクールは、学校の運営に当たり、地域、保護者の皆様と学校が力を合わせ、それぞれにできることに主体的に取り組みながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるための有効な仕組みであります。

今月末までにすべての学校で第1回の学校運営協議会を開催し、学校運営の基本方針の説明と承認を行うほか、教育活動への必要な支援についても協議することとなっております。

今後は、初年度の成果と課題を精査し、本年度の取り組みにつなげながら、子どもたちの育ち、そして学びを地域ぐるみで支援する取り組みを一層進めてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

本市では「他者とつながりをもって学びを共有・深化する潟上っ子」を育成するため、各小・中学校における「主体的に学ぶ力を育てる学習指導の充実」を重点としており、優れた指導力をもつ教員である教育専門監を、昨年から引き続き算数・数学科に1名、また、本年度新たに小学校英語活動・英語科に1名の計2名を配置してございます。これまで、小・中学校の連携を生かしながら確かな学力と豊かな人間性の育成に努めてきた取り組みを土台として、新たな教育、新たな学習指導要領の完全実施に向けて、指導の充実に努めてまいります。

次に、学校施設整備について申し上げます。

児童・生徒の学校生活の安心・安全を確保するため、また、学習指導要領の改訂等に対応するため、計画的な施設の整備・改修を進めてございます。

平成4年に整備された飯田川小学校については、築後20年以上経過したことから平成28年度に校舎棟の屋根、外壁等、改修工事を実施しておりました。このたび、国の交付

金の交付決定があったことから、体育館の屋根や外壁、照明、暖房等の改修を行いたく、本定例会には設計費、工事費等、大規模改修に関連する予算を計上してございます。

学校施設は災害発生時の地域住民の避難場所として果たす役割も大きいことから、今後も適正な維持管理に努めてまいります。

次にチャレンジデーについて申し上げます。

5月29日、本市としては7年目となる「チャレンジデー2019」に参加しております。今年、全国で119自治体、県内では昨年につき25市町村すべてが参加して行われ、本市は北海道芽室町と対戦致しました。本市では、参加率60%以上を目標に掲げ、各種団体や関係各位へ参加協力をお願いしたほか、主催事業として「市長と一緒にラジオ体操&市民歌斉唱」や「市民体力測定」「ニュースポーツ体験」、協賛事業では、市内3スポーツクラブによる「各種スポーツ体験イベント」や「ペタンク交流会」「グラウンドゴルフイベント」「買物ウォーキング」などを実施した結果、最終参加者数は1万8,361人、これは前回は2万994人でした。参加率は55.7%（前回63.3%）で金メダルを獲得することができました。なお、対戦相手の芽室町の参加率は58.5%でありました。議員の皆様はじめ、参加いただきました市民の皆様、関係団体に厚く御礼を申し上げるとともに、このチャレンジデーを契機に、一人でも多くの市民の皆さんが継続的な運動に取り組み、スポーツ、健康に対する意識の高揚や地域コミュニティの推進につながることを期待するものでございます。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成30年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第5、報告第1号、平成30年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 第2回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、平成30年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

2ページでございますが、平成30年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額のうち、3款民生費1項社会福祉費のプレミアム付商品券事業303万9,000円は、10月からの消費税・地方消費税率の10%引き上げの影響緩和と地域の消費喚起を目的として、低所得者・子育て世帯にプレミアム付商品券の販売を行うための事務費でございます。

6款農林水産業費1項農業費の産地パワーアップ事業4,169万7,000円は、農事組合法人のライスセンター整備に係る産地パワーアップ事業費補助金でございます。

同じく1項農業費の農業基盤整備事業70万円は、昭和豊川地区の基盤整備事業と、ため池等整備事業275万円は昭和豊川地区の市ノ坪ため池整備事業で、それぞれ県営事業負担金でございます。2項林業費の高能率生産団地路網整備事業280万円は昭和豊川地区の林業専用道等整備事業で、県営事業負担金でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の市道整備事業1億1,930万1,167円は、社会資本整備総合交付金を活用した橋梁補修工事及び橋梁点検に係るものでございます。3項河川砂防費の急傾斜地崩壊対策事業79万2,000円は飯田川鳥木沢地区で、県営事業負担金でございます。

10款教育費1項教育総務費のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業3億3,466万4,000円は、交付金を受けて実施する小・中学校の冷房設備設置工事費と工事監理委託料等でございます。2項小学校費のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業726万9,000円は、同じ交付金を活用した東湖小学校ブロック塀改修工事費でございます。

以上の事業、合計5億1,301万2,167円を令和元年度に繰り越したものでございます。

主な財源と致しましては、地方債3億2,280万円、国・県支出金1億7,847万1,164円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今、市長の方からも説明ありましたが、このプレミアム付商品券のことですけれども、これは市長の方針には低所得者と子育て世帯って書いてあるけど、これ低所得者とはどこら辺からの金額になりますか。まず8,800人となっています

けども、3万何人いるから、8,800人なんだけども、低所得者とはどういう基準でやっていますか。これ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長兼福祉事務所長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問につきましてお答え申し上げます。

低所得者と申しますのは非課税世帯、市県民税の非課税世帯というふうになってございますので、ご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今ただ非課税って言うけども、金額いくらかと聞いている、どこら辺のところを基準にしてるのかって聞いているのであって、低所得者の基準っていえばどこに定めているのかということをお聞きしたいです。そこのところちょっと、わかる範囲内で説明していただきたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長兼福祉事務所長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの質問にお答え申し上げます。

市県民税非課税世帯の境目ということだと思いますけれども、金額につきましては、それぞれ法定の控除額が世帯ごとによって変わってまいりますので、そういった意味では一概に例えば120万円未満とか、80万円未満というふうには限定できないという状況になっておりますので、ご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 鑑議員。

○7番（鑑 仁志） その基準とあってあるけど、これ8,800人ってちゃんと人数うたっているでしょ、ここに。だからそこら辺のどこ、どういうふうに、これ8,800人っていうのは計算してやっているといるんですよ。だからそこら辺どういうふうな計算してやっているのかっていうことちょっと聞きたいということです。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長兼福祉事務所長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、8,800人の内訳でございますけれども、8,000人につきましては非課税世帯ということで、これは本年1月1日現在の所得で判定するものでございます。後の800人につきましては、子育て支援という関係で800人が対象になっております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。3番 菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 10款1項教育総務費、これブロック塀と冷暖房という形なんですけれども、ブロック塀と冷暖房の金額を、内訳を教えてくださいと思います。一般財源についても同様をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 3番菅原理恵子議員のご質問にお答え致します。

ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金事業の繰り越しでございますが、ここに書かれてありますとおり、10款1項の方が冷房設備でございます。2項の小学校費が、東湖小学校のブロック塀に対するものでございます。

金額につきましてもここに書かれてあるとおりでございますが、国庫支出金がエアコンにつきましては5,925万6,000円、地方債が2億7,120万円、一般財源が420万8,000円、ブロック塀につきましては、国庫支出金が242万4,000円、地方債が470万円、一般財源が14万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 申しわけございません。勘違いしてました。教育総務費は、確かに冷暖房だけでしたね。小学校費がブロック塀と冷暖房費という形になってたと思うんですけれども、これの内訳を教えてくださいと思いますけれども、これも一緒。ブロック塀だけという形ですか、これ。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 菅原議員の再質問にお答え致します。

2項の小学校費は、これは東湖小学校のブロック塀のみの事業でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 繰越明許ですから、前年度に事業が終わって出納閉鎖の終わる5月の末までにすべて終わらなければ繰越明許になるんですけれども、工事は既に終わっていると聞いておりますけれども、3月の卒業式終了後か、4月に入る前に工事は終わっているような状況ではないかと。でなければいつ工事をするのか。エアコンもですね、もう既に効くような状態になっているはずですから、まだこれから工事するんですか。夏休みに工事するの。エアコンをつける時期的には遅いわけですよ。1年遅れの工事をしているということですか。そう理解をしてよろしいですか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 2番戸田議員のご質問にお答え致します。

まず、東湖小学校のブロック塀についてでございますが、東湖小学校のブロック塀の工事について、ブロック塀を撤去致しましてフェンスに改修致しました。延長91メートルで、今年4月24日に完成してございます。

冷房設備につきましては、今年4月25日に契約の締結を致しました。現在は、冷房設備等の材料の手配や電気設備改修などの準備作業を行っておるところでございます。本格的な工事は、授業に支障のないように夏休み中に集中すると想定しております。完成の期日は、令和元年9月20日となっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 繰越明許についていろいろ縷々議論されておるんですが、やっぱりこの一番の財政的な原因は何なのかということ、当局は当然覚えているでしょうが、我々もやっぱりきちっと把握しておかなきゃならないなと思います。

といいますのは、以前は繰越明許というのはめったにありませんでした。国も計画的に財政運営をして、少なくとも夏頃までにはもう対応すると。ところが何年前、要するに合併特例債だとか、震災が起きてから、秋以降とか年度ぎりぎりに財源あるから、言ってみれば使わないかということ、県に来る。県もまた市町村にアプローチしてくる。そして、言ってみれば、いわゆるまたいで事業がするようになったんですよ。特にこの教育予算なんかね。ですから、こういう一時前の時代と今現在と、いわゆる国が地方に対する予算措置、財源措置の方式が変化してきているよと。そういう中で必然的に工事が間に合わなければ年度越えれば繰越明許という形での提案なり議会の議決を得なきゃならないという状況下になっているということ、これを明確に説明すべきだと思いますけれども、私の今発言することが誤りがあれば撤回しますが、やっぱり根本はやっぱりそこら辺のものがあるんじゃないかなと思います。我々議会側としては、やっぱりまたぐことによって、既に旧年度予算と新年度予算も145億も議決しているのに、結局かぶって事業が行われていく中で、議会側としてもチェックもしにくいし、予算の整理もなかなかしにくいと、これがきょう今日の議員の皆さんからの一つの質問であり、意見じゃないかなと思いますけれども、その背景というものを今少し明らかにしていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長

○副市長（栗山隆昌） ただいまの堀井議員のご質問にお答え致します。

確かに近年ですね、はっきり言いましてこのプレミアム付商品券事業もそうですし、ブロック塀・冷房設備対応、これにつきましてもですが、3月予算で皆様に議決いただいたと思います。その段階で、もう当然のことながら3月末までの間には期日がないと。これも国の補正予算でございますので、そしてまた、これが有効の事業であるということ認識しながら我々としては予算化しております。ということでありまして、3月で予算化して、3月末までに完了できるかと言われれば、これはできないわけでありまして、そういう要因によりましてこれが繰越事業となって今年度実施するというものが、この中で一番大きいのはプレミアム付商品券事業であり、エアコンの関係です。この分についてもそうです。ブロック塀につきましても、先ほど4月の中ほどで完成ということでございますが、3月末で完成していればこれは繰り越ししなくてもいいわけです。ですけれども、これがブロック塀であっても4月に入ってしまうということから繰越明許という形をとらせていただいたということでもありますので、ご理解のほどお願い致します。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） したがって、年度ぎりぎりでも議決をしてもらおうと、当初で。物理的に間に合わないわけですよ、事業執行が。ましてやこのプレミアム券というのは、消費税の8%から10%によって還元されるということ、非常に流動的だった。未だに一部にくすぶっている。そういう国のやっぱり財政に対するスタンスというか、立ち方が、やっぱりこういうことが地方議会、地方にも及んでいるということをやっぴり前提で提案側もやっぱり説明していただかないと、我々もその精査に非常にやっぱり混乱を来すし、わかりにくいということを申し上げているんであって、今後、あるかないかわかりませんが、先ほど市長の市政報告にもありましたけれども、熊本の地震によって、また5年間合併特例債が延びていくなんていうことも出てきたので、恐らくこういうものは当面、こういう国の予算措置、そして我々地方もそれを受けざるを得ないような状況下というのは続くのかなと。4、5年のスパンで、と思いますけれども、そこらについてはですね、もしお答えできるのであればお答えいただきたいし、もし無理だとすればいいかもしれませんが、いかがですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 堀井議員のご質問にお答え致します。

確かにこれは消費税が8%から10%になると、そういう絡みのところからこのプレミアム付商品券事業というのも起こっておりますので、この後、今はこれ、繰越明許費でご説明させてもらっていますが、この後、補正予算でも出てまいりますので、その辺のところは縷々説明させていただきたい。そしてまた、そういう国の事情もあって今こういう繰越明許という形が増えているということをご理解いただきたいと思いますということでございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑ないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩したいと思います。11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第6、報告第2号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第6、報告第2号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

報告第2号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

4ページでございますが、平成30年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、1款下水道費1項総務費の秋田湾雄物川流域下水道事業2,131万2,000円を令和元年度に繰り越したもので、流域下水道事業に係る県営事業負担金で

ございます。

主な財源と致しましては、地方債2,120万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 下水道事業特別会計の繰り越しをすると。負担金だということなんですけども、負担金も事業で繰り越しされるということなるのか、起債を起こす暇がなかったのか、借金をして返さなきゃいけない負担金なのか、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

繰り越し致しましたのは、県営事業に対する負担金でございまして、県営事業が年度内に完了しなかったため、同事業に対する潟上市の負担金を繰り越ししたため、その財源である地方債も繰り越しすることとなります。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田議員。

○2番（戸田俊樹） 県の方で事業が終了しないがために負担金も納めるのが遅れるんだと。じゃあ県の方には、なぜこの事業が年度内に完成しなかったのか、その辺も説明いただければ、というのは、先ほども繰越明許等についての十分な説明がないがゆえに我々が情報を共有できなくて愚問をしているのではないかと言われるのはつらいわけです。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまの質問にお答え致します。

県からの報告でございますが、臨海処理センターの最初沈殿池導水管の工事が入札手続の遅れ及び資材手配の遅れにより試運転の確認に不測の日数を要したため、繰り越したという報告を受けてございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7、報告第3号 平成30年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第7、報告第3号、平成30年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題と致します。

報告第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の5ページをお開き願います。

報告第3号、平成30年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成30年度潟上市水道事業会計予算の建設改良費繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

6ページでございますが、平成30年度潟上市水道事業会計予算繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費の新中継ポンプ場整備事業に伴う送水管布設工事等2億5,263万600円を令和元年度に繰り越したものでございます。

主な財源と致しましては、企業債2億1,700万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 説明欄に掘削のために湧水が発生したということを書いておりますが、何mほど掘削したんでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

掘削した深さは2mでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 地下水だとは判明できませんね。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

湧水は地下水でございます。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） いや、私、地下水で湧水でないでしょうということを伺ったのは、あそこら辺は7mから9mまでは若干の支持地盤がありまして、あとはみんな貝殻混じ

りの泥水っていう格好でしたのでお伺いしたところでは、その先はまた2、3mまで若干の支持できる層がありますけど、そこで今、地下水だかということではないねということとで聞いたわけです。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまの質問についてご説明致します。

支持層につきましては、基礎杭を打ちまして支持させております。今回、湧水が出た部分は、地下のスラブ等を打つために掘削したときに地下水が出てきたために、その処理に時間を要したということでございます。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） ここに不用額約731万円とありますが、この不要額の内容についてお知らせください。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

不用額につきましては、踏切の推進工事が平成30年度に完了しているため、予算額と精算額の差額を不用額としているものでございます。支払先はJR東日本で、負担金として支払ってございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この工事は遅れますと、昭和地域、飯田川地域の給水の災害あったときにインフラ的には非常に重要な事故になってくると思うんですけども、この説明の所を見ますと、湧水によって施工に遅れが生じたためとありますが、こういうことによって全体の工事の期間がどういうふうになら、計画変更になっているのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

ポンプ場の建築工事につきましては、今現在、外部入り口の階段を残すのみとなっておりまして、6月末の出来高としては97%ほどでき上がることとなりますので、今後の事業の進展には影響がないものと考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今後の工事には影響ないと、それではまるっきり影響がないのか
どうかも含めまして完成はいつ頃を予定していますか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

事業としては、今年度の3月には完成致します。ポンプ場につきましては、先ほど申し述べましたとおりに97%まできてございますので、今後の事業には支障がないものと考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 私聞きたかったのは、最終的な工事の完了で、災害あったとき、すぐ始動できるとなったときの日程を聞きたかったんですよ。それ、答弁していますか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

全体が完了する日付ということでもいいでしょうか。それにつきましては3月末、今年度の3月末には事業は完了致します。令和2年3月末には完了致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第8、議案第32号 潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第32号、潟上市森林環境譲与税基金条例（案）についてを議題と致します。

議案第32号について当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

議案第32号、潟上市森林環境譲与税基金条例（案）について。

潟上市森林環境譲与税基金条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、国から譲与される森林環境譲与税を適正に運用するため基金を設置する必要があることから、条例を制定するものでございます。

次のページをお願い致します。

本条例（案）についてご説明申し上げます。

第1条は、基金の設置についてであり、基金を潟上市における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な経費に充てるとしております。

第2条から第6条までは、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、潟上市森林環境譲与税基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めたものでございます。

最後の第7条は、本条例案に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項を規則等へ委任することを認めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今説明してもらいましたが、提案理由のどこにあるんですけども、国から譲与される森林環境税とあるんですけど、これは国から幾ら金額としてきますか。金額ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまの鑑議員のご質問に対し、ご説明致します。

環境譲与税の金額でございますが、補正予算書にもありますとおり337万2,000円、約3,000円をいただくことになっております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託致します。

【日程第9、議案第33号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第33号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第33号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

議案第33号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(案) について。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、民間労働法制において時間外労働の上限規制等が導入されたこと及び国家公務員についても超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められたことに伴い、市職員についても同様の措置を講じる必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

改正に伴い、超過勤務命令の上限等に関する必要な事項について規則で定めることができるよう、条例第8条に規則への委任規定を加えるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第10、議案第34号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第34号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第34号について当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第34号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、同令で定める基準に準拠し、低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。あわせて、参考資料4ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容についてご説明申し上げます。

第2条第1項の改正は、第7期介護保険事業計画の期間について改元対応を行ったものでございます。

次に、第2条第2項、第3項及び第4項の改正は、本年10月に予定されております消費税率の引きげによる増収分を財源として所得の低い世帯、いわゆる非課税世帯の第1号被保険者に対して、第1階から第3段階までの保険料を軽減するものでございます。これにより令和元年度及び令和2年度の第1段階の保険料は、3万6,720円から3万600円に、第2段階の保険料は、6万1,200円から5万1,000円に、第3段階の保険料は、6万1,200円から5万9,160円となります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、保険料の軽減については平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第35号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第35号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第35号について当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

議案第35号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一

部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

これまで放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修、いわゆる「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならぬとしておりましたが、市町村が条例で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める際に従うべき基準、省令の改正に伴い、都道府県知事以外に政令指定都市の長も「放課後児童支援員認定資格研修」を実施できることとしておりますので、条例についても同様の改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今の説明を聞きますと、都道府県知事以外に政令指定都市の長を付け加えるとありますけれども、そうすれば潟上市は変わらないんじゃないかなと思いますが、そこら辺はどうなんでしょうか、影響的には。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

この改正により本市で研修を実施できるものではございませんが、これにより、例えば指定都市で研修を受けて指導員の資格を有している方が潟上市に転入してきた場合など、潟上市で指導員として任用できることとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第12、議案第36号 潟上市飯田川社会福祉会館条例を廃止する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第36号、潟上市飯田川社会福祉会館条例を廃止する条例（案）についてを議題と致します。

議案第36号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

議案第36号、潟上市飯田川社会福社会館条例を廃止する条例（案）について。

潟上市飯田川社会福社会館条例を次のように廃止するものとする。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、飯田川社会福社会館の老朽化に伴い、同施設を解体するため、条例を廃止するものでございます。

次のページをお願い致します。

本条例（案）の内容は、条例の廃止でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第37号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第37号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止する条例（案）についてを議題と致します。

議案第37号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の17ページをお開き願います。

議案第37号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を廃止する条例（案）について。

潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例を次のように廃止するものとする。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、飯田川高齢者生きがい対策創作館の老朽化に伴い、同施設を解体するため、条例を廃止するものでございます。

次のページをお願い致します。

本条例（案）の内容は、条例の廃止でございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第38号 備品購入契約の締結について（電算機器等購入）】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第38号、備品購入契約の締結について（電算機器等購入）を議題とします。

議案第38号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の19ページ、参考資料の8ページをお開き願います。

議案第38号、備品購入契約の締結について。

下記のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 電算機器等購入。
2. 契約の方法 指名競争入札。
3. 契約金額 4,620万2,400円。
4. 契約の相手方 秋田市手形字山崎110番地3

エイデイケイ富士システム株式会社 代表取締役 齋藤和美

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

参考資料をお願い致します。

設計額及び予定価格は5,365万9,800円で、落札率は86.1%でございます。

契約金額・契約者については、先ほどのご説明のとおりでございます。

相指名業者は、7者のうち2者が辞退しております。

納入内容は、主なものとして、サーバ2台、パソコン150台、プリンタ26台、バックアップ装置2台、これは、ファイルサーバと呼ばれる機器でサーバの一種でございます。ネットワーク機器一式でございます。

納入場所は、潟上市役所でございます。

納期は、議決後から令和元年8月30日までの予定でございます。

なお、本件につきましては、4月18日に各指名業者へ通知し、5月15日に入札を執行

したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） ちょっとこれわからないから伺いますけども、今、電算機購入等ありますけども、今の契約会社はエイデイケイ富士とありますが、そして2者が辞退したと、その理由を説明していただきたい。

それから、これは潟上市の場合は、ほとんどこのエイデイケイ富士っていう、この会社と大体ほとんど同じでないかなと私思うんですけど、これどういうことでこういうふうになっているか、ほとんど今までの入札を見ると、ほとんどこの齋藤和美さん、代表取締役なってるんですけども、ほとんどこれ同一でないかなと私は思うんですけど、そこから辺どういうふうに契約しているのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

2者が辞退した理由であります。これは主に通信用機器類に登録している業者から指名しておりますが、辞退理由は個々にあると思われませんが、このたびの辞退理由は都合によるものでありまして、明確な理由はこちらでは把握できておりません。

あと、指名した基準だと思いますが、これはOA機器、通信用機器類に登録している事業者でありまして、過去の指名実績等、周辺自治体への納入実績も考慮して入札審査会で協議の上、指名しております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。12番 藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 相指名業者ということでこういうふうに挙がっておりますけれども、これはみんな秋田市の業者になるのか、それともどうなのかということと、本市ではこういうことを入札できるような会社があるのかどうか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

相指名業者の住所であります。これは主に秋田市かということですが、営業所等を含めて秋田市であります。

あと、本市でこのOA機器を納入できる業者がいるかということですが、現在

いないと把握しております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

【日程第15、議案第39号 備品購入契約の締結について（潟上市学校 I C T機器購入）】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第39号、備品購入契約の締結について（潟上市学校 I C T機器購入）を議題とします。

議案第39号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の20ページ、参考資料の10ページをお開き願います。

議案第39号、備品購入契約の締結について。

下記のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 潟上市学校 I C T機器購入。
2. 契約の方法 指名競争入札。
3. 契約金額 5,173万2,000円。
4. 契約の相手方 秋田市手形字山崎110番地3

エイデイケイ富士システム株式会社 代表取締役 齋藤和美

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

参考資料をお願い致します。

設計額及び予定価格は、5,775万4,080円で、落札率は89.57%でございます。

契約金額・契約者については、先ほどのご説明のとおりでございます。

相指名業者は、7者のうち3者が辞退しております。

納入内容は、主なものとして、サーバ4台、パソコン162台、プリンタ12台、ネットワーク機器一式でございます。

納入場所は、天王小学校、出戸小学校及び東湖小学校でございます。

納期は、議決後から令和元年9月18日までの予定でございます。

なお、本件につきましては、先の議案同様4月18日に各指名業者へ通知し、5月15日に入札を執行したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今、菅原部長の方から説明ありましたが、先ほどと同じ方になるわけですが、これはエイデイケイ富士の会社というのは、齋藤さんがまず代表になってるんですけど、これ2者で1億近い金が出ています、これ、同じ1社に。だからやっぱりこの、そして7者のうち3者が辞退していると、こういうことで毎回辞退者が必ず出てるから、そういうのをやっぱり業者の指名の方をもう少し考えた方がいいんじゃないかなと私思いますけども、いかがですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

発注内容がいずれもコンピューター関係でありまして、電算機器の調達であります。でありますので、過去の実績等考えまして同一業者ということにしております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。7番 鑑議員。

○7番（鑑 仁志） 今、部長の方から説明ありましたが、説明はいろいろ聞いているんですけど、私ちょっと考え方違うんで、ここの会社ありきなような感じが私受けるんです。まず、今の説明聞くと。ちょっとそこら辺のところ、もうちょっと考えた方がいいんじゃないかなと私は思いますが、何かこの齋藤さんのところありきなような感じするんですよ。そこら辺のところもう一回。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

過去の実績等考慮しまして選定しておりまして、結果としては、やっぱりこれ、入札の結果をこちらでは操作できませんので、あくまでも結果ということでもありますのでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 入札の結果は公明正大にルールに従ってやりますから最大限尊重します。それはそれでいいと思いますが、以前もこの受注・発注でこういう議論したことあります。先ほど同僚議員も質問しておりますけれども、富士システム云々ということじゃなくして、2者辞退する、3者辞退する、しかもやっぱり特殊性があつて、この方々でなければ入札に入れないと。基本は、毎年毎年、恐らく指名願というものをそれぞれの業種によって、これはこれの業種として出てくると思うんです。潟上市の財政なのかな。そして、この方は実績もある、あるいは資格ある、手続上、瑕疵がなければ指名可能業者として登録される、恐らくこういう運びになってると思うんです。しかしながら、業者さんも私どもから見れば、素直に見れば、やっぱり変なんですよね。仕事を受注したために普通は指名願出しますよ。仕事いらぬ人が指名願を提出するという事は、もうそこできっぱり矛盾がもう発生しますよね。会社というのは、利益を追うものですし、仕事受注しなければ利益が存在しません。利益が存在しなければ従業員も扱うこともできないし、法人として存在が不可能と。ですから、基本そもそももう指名願を出す段階で仕事をいただきたいと、うちの方も応札しますよという恐らく私はやっぱりそういうお互いの信頼関係の中で手続上の瑕疵もないということも含めて成立すると思うんですよ。しかしながら、これ見ますと、手を挙げていながら、どうぞ応札してくださいとなれば手を下げると。要は7者なら7者がはっきり入札に参画をして、堂々と、いってみれば勝負をして、そうしてやればいいんだけど、片一方は2者、片一方は3者、既にこの段階で当局が目指している7者指名して、公平平等にやるというスタンスの目指すものが、ややいびつになってるんじゃないかなという私はやっぱり心配があります。ですから、個々のこの会社云々じゃなくして、こうなってくるとですね、応札したときに、あなたの方は入札指名したときには辞退しませんよねと、それは財源を有効的に執行していく上で私どもも規定があつて、7者なら7者、金額に応じて指名しなきゃならない財務規定なっているんですよと。そのことをやっぱりきちっと確認しながらやっていかないと、2者、3者ならいいんだけど、まさに入札そのものの目

的が形骸化されている。それがどういう形でくるというのは、落札率できてるのか、きてないのかわからないけども、様々なことがやっぱり心配されるという含みの中での質問だと思うんです、同僚議員からの。ですから、それにやっぱりね、何も我々は懐疑的に見るとか疑うとかではありません。公平平等に藤原市政やっていますということはもう重々わかっていますから。少なくとも、でもチェックする議会とか議員からこういう質問出たら、もっと掘り下げて、きちっとこうこうなんですよと、ペナルティ科すことできなかつたら、やっぱり次の受理するとき考えると、あるいはまた指名したときに、あなた方は言ってみれば手下げませんよねというぐらい確認して、7者なら7者でもって土俵で勝負させる、してもら、それが財源の効率運用だとか、いいものを受注する、発注するにつながってくるんじゃないかなということ、非常に単純な考えかもしれませんが、そういうことが私やっぱり今までもそうだし、これからもますますやっていかなきゃならないんじゃないかなと。特にこのITとか機器とかなってくると、まさに専門分野で、私どももよくわかりません。わからないがゆえにこの業者ペースに物事進んではいけないかなということ、げすの勘ぐりではありませんけども、ちょっと心配になる。ですからそこらも含めて当局がどういう対応方をしているのかということ、やっぱりこういうときに明確に、私ども議員がわかるようにご説明いただければありがたいかなと思いますので、その点いかがですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

指名願を提出するという事は、応札する意思があるということでみなして我々もやっておりますけども、一応まず過去の実績とか周辺自治体等への納入実績も考慮しながら選定していますけども、今後はこのように辞退が発生した業者につきましては、次の入札から、指名から外すというようなことも考慮に入れまして次回進めたいと思いますので、宜しくご理解をお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井議員。

○13番（堀井克見） わかりました。どうぞひとつそのことを考慮に入れながら、後顧の憂いのないような事業展開を進めていただきたい。

最後にもう一つ確認しますが、先ほどの議案も今回もそうなんです、7者、全く同じ会社が入札入って、そして2者、3者の辞退と。今一つ確認しますが、実績と技術的

なもの、企業力をもって指名したと思うんですが、ちなみに今年のこの類の業者さんというのは、この7者のみですか。それとも、このほかにも何者かあるんですか。そこら辺の数字をひとつわかる範囲でお知らせしていただきたいと思います。だとすれば、7者より多いとするならば、何で、要するに漏れた業者はどういう原因で漏れたのか。そして、なぜ同じ業者だけ7者が入ったのか。7者以上あるかないかの数値も含めて再度答弁求めます。

○議長（西村 武） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

潟上市に指名登録なっている業者、このOA機器関係で指名登録なっている業者は県内業者すべてで登録業者64者となっております。いずれこの中から入札審査会において今までの信用度、実績等を懸案しまして合計で8者を指名したということになっております。

以上であります。

○議長（西村 武） 13番堀井議員。

○13番（堀井克見） やめようかなと思ったけども六十何者があると。64者がある中で実績云々というね、これはこれで私、聞く耳持ちましょう。しかしながら、これ関連あるのかな、機器は。それで、同じ会社とか同じグループでなければ支障があるのかなという、その深いところまで私はちょっとわかりませんので、ちょっと恐縮なんですけれども、60数者があつた中で、たまたまぱっくり8者、8者、同じ方々を指名する。ご丁寧な2者、3者と辞退される。64者とすれば、56者、穴空きだな、空き家みたい話。だからそこらなんだ、そこら。あと二度と再びやっぱり手下ろした人は、5年なら5年のスパンで、法律あるとかないとか別にして、道義的にご遠慮願うと。受付はしてもいいですよ、応札は、これ権利でしょうから。指名願は。しかしながら、潟上市がそれぐらいの矜持をもって、きちっと、自治体のプライドをもって、手挙げなかったら何だと、あんた方。茶化してるんじゃないかと、当局を。こっちだって真剣に指名しているんだよというぐらいのやっぱり道義的な、あるいはまた自治体としての矜持をもってね、やっぱりきちっと向かい合う、それぐらいのことをやらないとね、この業種のみならず今までもあつたんですよ、様々。これから、余計なことですけども、幼稚園の建設だってありますよ。公民館だってありますよ。市化センターね。ですから、これをやっぱり他山の石にしないで今後の参考にするというスタンスを、ご決意をいただきたいと思

ますが、いかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） まず、今のご質問、それからご提案と承っておりますけれども、これについては当然私どもとしては今後検討するということがまず前提としてあります。ただ、今その入札に関する細かい法律、知識を全部私が動員して、それに抵触するかしらないかというのは、結構ぎりぎりのところにあるなと思っているのが今の感想なんです。実際に指名願を出して辞退するのは、これはひょっとすれば、これはあらゆる法律の方から読み取っていかななくてはならないですけども、企業側の自由度が許されている可能性はあります。例えば、指名願を出して、そして我々がこういうことをやりますから、どうぞといったときに、我々は企業側が置かれているその状況は全く勘案はしないわけです。たまたま同じような仕事が3つ、4つあって、企業としては社会的な責任を持って、このものに対して入札して、仮に指名を受けたときに、鴻上市に迷惑をかけるかもしれないとするならば、それは多分辞退をされるのではないかと。ただ、ほかの理由もあるのかもしれませんが。そういったこともあって、我々としてはこの辞退ということ、そして指名の会社数というのも我々一応ルールをもって、これはやっております。そのルールの中でも私が聞いてる中では、それは辞退もあっても必ず複数者、競争ができる者を確保できてというような前提の中でやっているとも聞いております。ただ、これに関しては非常に、今ご指摘があったように、様々な解釈も成り立ち得るし、あるいは市民の皆様からそういった我々のルールを説明していく中で誤解を受ける可能性もあるということはお指摘のとおりだと思います。ですので、この指名した場合に、先ほど総務部長からも答弁ありましたとおり、我々がどの程度その者に対して、企業に対して我々としてどういうスタンスに臨んでいくかということについては、今ご提案があったものも含めて十分に我々の方として検討させていただければと思っております。そして、またそういったルールが我々としてこういう中でやっていきますという場合には、また議会の方に何らかの説明の機会を設けさせていただくとともに、あるいはご意見が我々として頂戴しなくてはならないということになった場合には、また皆様方の方からご意見も頂戴する機会も設けたいと思っておりますので、その際については宜しくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 今、市長の方から推測などいろいろなことを言われましたが、この入札制度については、同僚議員もわかるように、私は何回も同じ質問してますよ。しかしながら、その制度というのは全然変わっていない。前に確か無線でしたか、契約をしてから辞退という業者もいましたよ。何ら罰則もありません。だから、そのときそのときで答弁はしますけれど、全くやり方が変わらない。もう私は今ここで中身までについてはある程度推測つきますので言いませんが、私がこれをずーっと何年も言ってきた中で変わったのは、昨年あたりからJ V、一般公募、一般競争入札、これが導入されたというのが変わっていますが、このコンピューター、指名から辞退するのは、こういうコンピューター関係がほとんど多いはずなんです。ということは、今回指名したのも秋田市内だっていうから、全県で64者とかっていう話だから、やっぱり当局としては中央地区を念頭に置いた指名だと思っておりますが、いつも辞退出るのはこのコンピューター関係です。土木、建築はほとんど辞退はおりません、今まで。だから、今、市長がちゃんとそういう答弁をしたので、私は今後の指名制度、指名制度以外でもJ V、はっきりした金額、何億以上は何社J V、こういうのをもう一回入札制度を真摯に考えて、疑惑のない入札制度にもって行ってほしいことをお願いしたいと思います。

もう一つ、今回このコンピューター関係の契約なんですけど、これは物品購入というのは、議会承認を得るというのは、金額的に決まっていますか。土木、建築は1億5,000万とかいろいろありますけど、物品納入については、私も前、聞いたことあると思うんですけど、再度教えてください。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

物品購入についての契約議決という金額でありますけど、これは2,000万円以上となっております。

以上です。

○議長（西村 武） 5番鈴木議員。

○5番（鈴木斌次郎） 2,000万ってわかりました。そうすれば、市長に再度お願いしますけど、入札制度改革、絶対やってください。疑惑のない入札制度、これをお願いしたいと思います。

それと、今の土木、建築の1億5,000万、この金額も例えば1億5,000万が今の潟上市の規模で適当なのか、それが1億なのか、その辺の見直しもしてほしいと思います。

それと、私の提案しておりましたJVについても何億以上は何者とか、そういうのもある程度明確にしておけば、例えば担当者が変わっても、その資料があれば、またそれにのっとってやれると思いますので、ぜひ市長、副市長、総務部長、入札制度を何とか、こういうふうな何回も同じような質問のないように改革してください。

以上です。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問というかご意見については、概ね私の方としては承りました。

ただ一つ申し上げたいのは、入札の改革というのは、我々に今まで何らかの明らかに非があったというようなイメージを市民の方々にお持ちなっていたのは、それは困ると思っています。我々は我々として、議会の方とも協働してそういったルールを作り、そして議会の方からご同意を得て今までやってきたわけでございますので、ただし、ルールはやはりその社会システム等の変更に応じて改善していかなくちゃいけないというのは、これは当然ですので、その点については私もそのとおりでなと思っていますし、今、幾つかの課題についてご指摘いただいたものについては、真摯に検討させていただきたいと思います。

その中で、疑惑という言葉はちょっと強すぎると思いますが、ただ、市民の皆さんからはっと思われるようなことのないようなことを、できるだけ我々として注意したいということが一つと、それから、制度というお言葉がありましたけれども、今まで我々が発注した工事、様々そういった課題があったものもあったと思いますが、概ね発注したのについて工事で何か大きな被害を受けたということは、私としては聞いておりません。ですので、ただ、この制度をじゃあ100%なのかと言われれば、おっしゃるとおりそうではないということですので、我々としてはそういった制度や改善ということこれから目指して、今、何人かの議員の先生方からご指摘いただいたことも我々きちんと踏まえた上でこれからまた改善に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（西村 武） 5番鈴木議員。

○5番（鈴木斌次郎） 私ちょっとこの議場の中で疑惑という言葉使ったんですけど、ということは、本来は適切でないのは私もわかっていますけど、市長もわかるように、昨年の、一昨年なるのかな、トレイクかたがみ・・・

○議長（西村 武） ちょっと待ってください。関連だから、あくまでもこの議題について・・・

○5番（鈴木斌次郎） いやいやいや、その疑惑って言ったのを今やったから、そのときに談合情報入ったでしょ。

○議長（西村 武） まず、議題についてだといいいけれども、議題外の質問は・・・

○5番（鈴木斌次郎） だから、それについて疑惑っていう話を今、市長は適切でないようなことを言ったっていうから、前にそういうことあったっていうことを言ったから俺言っただけの話で、別に今、今回のことに対しては・・・

○議長（西村 武） 全体的な話だから、まず議題以外の質問については簡潔に・・・

○5番（鈴木斌次郎） そういうことですので、市長、まずその辺理解しておいてください。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時半まで休憩します。

午後 0時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第16、議案第40号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について から 日程第20、議案第44号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について まで】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第40号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてから日程第20、議案第44号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまで一括議題と致します。

議案第40号から議案第44号までについて、当局より一括し、提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の21ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱について、ご説明申し上げます。

議案第40号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第40号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,703万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,760万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

第2表債務負担行為について申し上げます。

平成30年緊急農業経営支援資金利子補給は、期間が令和2年度から令和3年度までで、限度額は3万円でございます。なお、今年度の利子補給費補助金については、歳出予算に計上してございます。

第3表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の農業基盤整備事業は、限度額1,170万円に増額、道路整備事業は、限度額1億6,450万円に増額、小学校整備事業は1億1,410万円を限度額として追加するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

2款3項1目森林環境譲与税は337万2,000円の追加で、令和6年度から課税される森林環境税の収入額に相当する額を森林経営管理法の施行に伴い今年度から市が実施する森林整備に関する費用に充てるため先行して譲与されるものでございます。なお、森林環境譲与税は一旦、森林環境譲与税基金に全額繰入れし、確定事業費分のみ取り崩して

財源に充てるものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金は7,131万8,000円の追加で、主なものはプレミアム付商品券事業費補助金6,354万4,000円でございます。4目土木費国庫補助金は5,882万1,000円の追加で、社会資本整備総合交付金でございます。道路整備事業の交付金で、内示に合わせ追加するものでございます。5目教育費国庫補助金は2,504万8,000円の追加で、飯田川小学校体育館大規模改修に係る国庫補助金でございます。

9ページをお願い致します。

19款1項1目繰越金は5,034万円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款5項5目雑入は1億7,600万円の追加で、プレミアム付商品券の売払収入でございます。

21款1項市債は1億4,760万円の追加で、4目農林水産業債の農業基盤整備事業債（公共事業等債）560万円の追加、5目土木債の道路整備事業債（公共事業等債）2,790万円の追加、7目教育債の小学校整備事業債（学校教育施設等整備事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）で1億1,410万円の追加でございます。

歳出予算について、主なものを申し上げます。

13ページをお願い致します。

3款1項2目障害者福祉費は301万2,000円の追加で、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料でございます。

消費税増税に伴う報酬改定と障害児通園施設の無償化に対応するためのシステム改修でございます。

14ページをお願い致します。

8目プレミアム付商品券事業費は2億3,954万9,000円の追加で、10月からの消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に、プレミアム付商品券の販売を行うための事業費でございます。

15ページをお願い致します。

3款3項1目生活保護総務費は59万9,000円の追加で、主なものは、被保護者健康管理支援事業委託料429万円で、被保護者の発病予防や重症化予防のためレセプト分析を行うものでございます。

17ページをお願い致します。

6款1項4目農地費は614万円の追加で、湛水防除事業費負担金でございます。天王東地区と浜井川地区分で県の事業費が追加となったことによるものでございます。

6款2項1目林業振興費は230万円の追加で、歳入でご説明しました森林環境譲与税を原資とし、市が行う森林整備に関する事業として、今年度は森林情報の収集や森林所有者へ経営管理の委託について意向を調査するものでございます。

18ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費は1億302万3,000円の追加で、交付金の内示にあわせ事業費を増額するものでございます。主なものは、二田追分線改良事業に係る物件補償費3,791万3,000円でございます。

20ページをお願い致します。

10款2項3目学校整備事業費は1億6,083万8,000円の追加で、飯田川小学校体育館大規模改修工事に係る設計監理委託料と工事請負費でございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の22ページをお願い致します。

議案第41号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第41号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,217万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の23ページをお願い致します。

議案第42号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第1号）の1

ページをお願い致します。

議案第42号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億439万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の24ページをお願い致します。

議案第43号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第43号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ517万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,953万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の25ページをお願い致します。

議案第44号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第44号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出に1,008万6,000円の追加で、人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第21、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第21、予算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。議案第40号から議案第44号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますけれども、ご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第44号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第22、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長(西村 武) 日程第22、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思っておりますけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算特別委員会の委員長には5番鈴木斌次郎議員、副委員長には13番堀井克見議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は6月20日及び28日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、6月20日から24日まで詳細に審査することと致しますので、ご報告を致します。

【日程第23、同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長(西村 武) 日程第23、同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを議題とします。

同意1号について提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長(藤原一成) それでは、議案書の26ページをお開き願います。

同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 湊上市昭和乱橋字後堰鴨田88番地1

氏 名 高橋寛儀

生年月日 昭和27年8月7日

令和元年6月14日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、湖東地区行政一部事務組合議会議員の高橋寛儀氏が令和元年6月16日付けで任期満了となるので、湖東地区行政一部事務組合同約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を推薦しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

ご覧のとおり高橋氏は、経験豊富で確かな実績をお持ちの方でありますので、この際、再任をお願いするものであります。

なお、任期は4年でございます。

何とぞご同意のほど宜しくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 同意1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

【日程第24、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 から 日程第29、陳情第10号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 まで】

○議長（西村 武） 日程第24、陳情第5号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情から日程第29、陳情第10号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情まで一括議題と致します。

陳情第5号から陳情第10号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号から陳情第10号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、6月18日火曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でございました。

午後 1時49分 散会

